

議案第 47 号

市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例の制定について

市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例
(市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の廃止)

第 1 条 市川市市民会館の設置及び管理に関する条例(平成 17 年条例第 28 号)は、廃止する。

(市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 16 条から第 21 条までを削り、第 22 条を第 16 条とし、第 23 条を第 17 条とする。

別表中「、第 17 条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 5 項の規定 公布の日

(2) 第2条及び附則第4項の規定 平成26年4月1日

(市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 平成26年10月1日前に第1条の規定による廃止前の市川市市民会館の設置及び管理に関する条例第15条の使用者又は利用者がした行為については、同条の規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3 平成26年10月1日前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

(市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 平成26年4月1日前に市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成25年条例第10号。次項において「平成25年改正条例」という。)による改正前の市川市市民会館の設置及び管理に関する条例(以下この項において「平成25年改正前条例」という。)第15条第3項の規定により読み替えて適用される平成25年改正前条例第5条第1項、第9条第1項若しくは第11条の規定により指定管理者がした許可、承認若しくは許可の取消し若しくは平成25年改正前条例第15条第3項の規定により読み替えて適用される平成25年改正前条例第5条第3項の規定により指定管理者が付した許可の条件又は指定管理者がした平成25年改正前条例第15条第2項第2号に規定する使用料の徴収に関する処分は、それぞれ第2条の規定による改正後の市川市市民会館の設置及び管理に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第4条第1項、第10条第1項若しくは第12条の規定により市長がした許可、承認若しくは許可の取消し若しくは新条例第4条第3項の規定により市長が付した許可の条件又は市長がした新条例第5条に規定する使用料の徴収に関する処分とみなす。

(平成25年改正条例の一部改正)

- 5 平成25年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書を削る。

附則第2項の前の見出し及び同項を削る。

附則第3項中「市長から」を「市長がした」に、「を受けたものは、同日

において、改正後の第 18 条の規定により指定管理者から利用料金の減額又は免除を受けたもの」を「は、改正後の第 6 条の規定により市長がした当該使用料の減額又は免除」に改め、同項を附則第 2 項とし、同項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第 4 項を削る。

理 由

市民会館のホールの吊り天井が崩落する危険性が高いことから同会館を建て替えることに伴い、指定管理期間満了後の管理を指定管理者から直営に改めるとともに、同会館を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。